

事 務 連 絡

平成27年12月25日

各都道府県教育委員会

要保護児童生徒援助費補助金事務担当者 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

健康教育・食育課

平成28年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額（案）について

日頃より、要保護児童生徒援助費補助金の事務の執行にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成28年度における要保護児童生徒援助費補助金の予算額（案）について、別添のとおり、お知らせします。

【添付資料】

（資料1）義務教育段階の就学援助について

－平成28年度要保護児童生徒援助費補助金予算額（案）概要資料－

（資料2）要保護児童生徒援助費補助金に係る事務負担の軽減

－平成26年の地方からの提案等に関する対応－

（参 考）学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進（義務教育段階）

（本件担当）文部科学省初等中等教育局

代表：03-5253-4111

【学用品費等】

児童生徒課就学支援係（内線2389）

川村・太田

【医療費・学校給食費】

健康教育・食育課庶務・助成係（内線2693）

高橋・藤谷・石田

(参考) 予算編成の考え方

1. 要保護児童生徒援助費補助金の平成28年度予算案について(資料1参照)

過去の決算状況を踏まえて所要額の見直しを行うとともに、平成26年4月に新たな貸切バスの運賃・料金制度が施行されたこと等を踏まえ、修学旅行費・校外活動費について、単価を増額改定しました。

また、平成25年8月に行われた、生活扶助基準の見直し(平成25年度から3カ年で実施)については、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにすることを基本的考え方としています。

この考え方に基づき、要保護者に対する就学援助については、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等について、平成28年度においても引き続き国による補助の対象とできるよう、平成28年度政府予算案においても所要額を確保しています。

2. 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)を踏まえた対応について(資料2参照)

上記閣議決定において、要保護児童生徒援助費補助金について、「単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。」こととされたことを踏まえ、平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減することとしました。

義務教育段階の就学援助について

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(平成25年度 約15万人)
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(平成25年度 約137万人) **【認定基準は各市町村が規定】**



3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1／2(予算の範囲内で補助)
- ④ 平成28年度予算額(案)：783,314千円(27年度予算額：837,451千円)

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。

※平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

平成28年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算額（案）における予算単価等

区 分	平成28年度予算（案）		参考：平成27年度予算	
	予算単価 （円）	国庫補助 限度単価 （円）	予算単価	国庫補助 限度単価 （円）
1 学用品費				
小	11,420	5,710	11,420	5,710
中	22,320	11,160	22,320	11,160
2 通学用品費（第1学年を除く）				
小	2,230	1,115	2,230	1,115
中	2,230	1,115	2,230	1,115
3 校外活動費				
(1) 宿泊を伴わないもの				
小	1,570	785	1,550	775
中	2,270	1,135	2,240	1,120
(2) 宿泊を伴うもの				
小	3,620	1,810	3,570	1,785
中	6,100	3,050	6,010	3,005
4 体育実技用具費				
小 スキー	26,020	13,010	26,020	13,010
中 柔道	7,510	3,755	7,510	3,755
剣道	51,940	25,970	51,940	25,970
スキー	37,340	18,670	37,340	18,670
5 新入学児童生徒学用品費等				
小	20,470	10,235	20,470	10,235
中	23,550	11,775	23,550	11,775
6 修学旅行費				
小	21,490	※1	21,190	※1
中	57,590	※1	57,290	※1
7 通学費				
小	39,290	※2	39,290	※2
中	79,410	※2	79,410	※2
8 クラブ活動費				
小	2,710	1,355	2,710	1,355
中	29,600	14,800	29,600	14,800
9 生徒会費				
小	4,570	2,285	4,570	2,285
中	5,450	2,725	5,450	2,725
10 PTA会費				
小	3,380	1,690	3,380	1,690
中	4,190	2,095	4,190	2,095

※1 修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費における児童生徒一人あたりの平均支給額の2分の1の額が、国庫補助限度単価である。

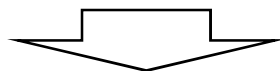
※2 通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価である。

要保護児童生徒援助費補助金に係る事務負担の軽減

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)【平成27年1月30日閣議決定】

●要保護児童生徒援助費補助金

単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。



平成28年度から要保護児童生徒援助費補助金の補助単価の一部を標準化することにより、地方公共団体の補助金申請に係る事務負担を軽減

平成27年度までの事務処理 (費目毎に補助金額を算定)			平成28年度からの事務処理 (費目毎に補助金額を算定)			
住所がある市町村	①学用品費	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> (副次的な効果)標準の範囲内であれば、予算単価を上回る単価設定が可能に！ </div>	住所がある市町村	①学用品購入費等 (学用品費 通学用品費 校外活動費 体育実技用具費 新入学児童生徒学用品費等 クラブ活動費 生徒会費 PTA会費)		
	②通学用品費				②通学費(実費ベース)	
	③校外活動費					③修学旅行費(実費ベース)
	④体育実技用具費					
	⑤新入学児童生徒学用品費等					
	⑥クラブ活動費					
	⑦生徒会費					
	⑧PTA会費					
	⑨通学費(実費ベース)					
	⑩修学旅行費(実費ベース)					
学校を設置する市町村	⑪医療費	学校を設置する市町村	④医療費			
	⑫学校給食費		⑤学校給食費			

平成28年度要保護児童生徒援助費補助金予算額（案）における予算単価等

区分	予算単価 (円)	区分	標準単価 (円)	国庫補助 限度単価 (円)
I 学用品費等		I 学用品購入費等（※1）		
1 学用品費		1 学用品購入費等（※1）		
小	11,420	小	72,190	36,095
中	22,320	中	143,150	71,575
2 通学用品費（第1学年を除く）				
小	2,230			
中	2,230			
3 校外活動費				
(1) 宿泊を伴わないもの				
小	1,570			
中	2,270			
(2) 宿泊を伴うもの				
小	3,620			
中	6,100			
4 体育実技用具費				
小 スキー	26,020			
中 柔道	7,510			
剣道	51,940			
スキー	37,340			
5 新入学児童生徒学用品費等				
小	20,470			
中	23,550			
6 クラブ活動費				
小	2,710			
中	29,600			
7 生徒会費				
小	4,570			
中	5,450			
8 PTA会費				
小	3,380			
中	4,190			
9 通学費		2 通学費		
小	39,290	小	—	※2
中	79,410	中	—	※2
10 修学旅行費		3 修学旅行費		
小	21,490	小	—	※3
中	57,590	中	—	※3
II 医療費		II 医療費（1人1疾病当たり平均額）		
11 医療費		4 医療費（1人1疾病当たり平均額）		
小	—	小	12,000	6,000
中	—	中	12,000	6,000
III 学校給食費		III 学校給食費（1人当たり補助標準額）		
12 学校給食費		5 学校給食費（1人当たり補助標準額）		
(1) 完全給食		(1) 完全給食		
小	—	小	51,000	25,500
中	—	中	60,000	30,000
(2) 補食給食		(2) 補食給食		
小	—	小	39,000	19,500
中	—	中	44,000	22,000
(3) ミルク給食		(3) ミルク給食		
小	—	小	8,000	4,000
中	—	中	8,000	4,000

※1 学用品費購入費等の標準単価は、予算単価における色つきセルの単価の合算額である。

※2 通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価である。

※3 修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費における児童生徒一人あたりの平均支給額の2分の1の額が、国庫補助限度単価である。

「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」新旧対照表

新			旧		
別記1 要保護児童生徒援助費補助金			別記1 要保護児童生徒援助費補助金		
補助事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 学用品費等</p> <p>市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（昭和31年法律第40号）第2条に基づく要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者）であるものに対して、下記(1)～(10)を支給する事業。ただし、下記(1)～(4)、(6)及び(8)～(10)については生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助、(7)については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。</p> <p>(1) 学用品購入費等</p> <p>(a) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費</p> <p>(b) 通学用品費 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費</p> <p>(c) 校外活動費 ア 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」という。） イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費（宿泊を伴うもの）」という。）</p> <p>(d) 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下「スキー</p>	<p>学用品購入費等（学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）</p>	<p>学用品購入費等に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの標準単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額を限度として学用品購入費等の実支出額の1/2の額とする。</p> <p>通学用品費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>校外活動費（宿泊を伴わないもの）に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単</p>	<p>1 学用品費等</p> <p>市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（昭和31年法律第40号）第2条に基づく要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者）であるものに対して、下記(1)～(10)を支給する事業。ただし、下記(1)～(4)、(6)及び(8)～(10)については生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助、(7)については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。</p> <p>(1) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費</p> <p>(2) 通学用品費 小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費</p> <p>(3) 校外活動費 ア 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加す</p>	<p>学用品費</p> <p>通学用品費</p> <p>校外活動費（宿泊を伴わないもの）</p>	<p>学用品費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>通学用品費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>校外活動費（宿泊を伴わないもの）に係る補助金の額は、</p>

<p>板等」という。)をいう。スケートにあっては、スケート靴。以下同じ。)で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等、スケート靴のいずれかについて、中学校にあっては柔道着、防具一式等、スキー板等、スケート靴のうちいずれか1つの用具について、当該用具又はその購入費</p> <p>(#e) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費</p> <p>(#f) クラブ活動費 小学校又は中学校のクラブ活動(課外の部活動を含む。以下同じ。)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費</p> <p>(#g) 生徒会費 小学校又は中学校の生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。)として一律に負担すべきこととなる経費</p> <p>(#h) P T A会費 小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費</p>	<p>額は市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>校外活動費(宿泊を伴うもの)に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>体育実技用具費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>新入学児童生徒学用品費等に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>クラブ活動費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>生徒会費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支</p>	<p>るため直接必要な交通費及び見学科(以下「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」という。)</p> <p>イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科(以下「校外活動費(宿泊を伴うもの)」という。)</p> <p>(6) 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲手、垂れ)、剣道衣、竹刀及び防具袋(以下「防具一式等」という。)、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具(以下「スキー板等」という。))をいう。スケートにあっては、スケート靴。以下同じ。)で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等、スケート靴のいずれかについて、中学校にあっては柔道着、防具一式等、スキー板等、スケート靴のうちいずれか1つの用具について、当該用具又はその購入費</p> <p>(7) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費</p> <p>(8) クラブ活動費 小学校又は中学校のクラブ活動(課外の部活動を含む。以下同じ。)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>校外活動費(宿泊を伴うもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの)に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>体育実技用具費 体育実技用具費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>新入学児童生徒学用品費等 新入学児童生徒学用品費等に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>クラブ活動費 クラブ活動費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は</p>
---	--	--	--

		<p>給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>PTA会費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>ただし、(1)～(10)の合計額が国の予算を超える場合においては、予算の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。</p>			<p>生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>生徒会費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>PTA会費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>ただし、(1)～(10)の合計額が国の予算を超える場合においては、予算の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。</p>
<p>(※2) 通学費</p> <p>児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯の指定に係る地帯をいう。）に係る通学費の通学距離については、児童にあつては2 km以上、生徒にあつては3 km以上とし、船舶を利用する児童又は生徒、特別支援学級の児童又は生徒及び小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わないものとする。）</p>	<p>通学費</p>	<p>通学費に係る補助金の額は、市町村が支給した額の1/2の額とする。</p>	<p>(9) 生徒会費 小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費</p> <p>(10) PTA会費 小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費</p> <p>(4) 通学費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯の指定に係る地帯をいう。）に係る通学費の通学距離については、児童にあつては2 km以上、生徒にあつては3 km以上とし、船舶を利用する児童又は生徒、特別支援学級の児童又は生徒及び小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わないものとする。）</p>	<p>生徒会費</p> <p>PTA会費</p> <p>通学費</p>	<p>生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>生徒会費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>PTA会費に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当りの単価に市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2の額とする。</p> <p>ただし、(1)～(10)の合計額が国の予算を超える場合においては、予算の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。</p> <p>通学費に係る補助金の額は、市町村が支給した額の1/2の額とする。</p>

<p>(5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費</p>	<p>修学旅行費</p>	<p>修学旅行費に係る補助金の額は、当該市町村が支給した修学旅行費の当該支給に係る児童又は生徒の1人当り平均支給額（当該平均支給額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）に各市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の1/2の額とする。</p> <p><u>ただし、(1)～(3)の合計額が国の予算を超える場合においては、予算の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。</u></p>	<p>(5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費</p>	<p>修学旅行費</p>	<p>修学旅行費に係る補助金の額は、当該市町村が支給した修学旅行費の当該支給に係る児童又は生徒の1人当り平均支給額（当該平均支給額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）に各市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の1/2の額とする。</p>
<p>2 医療費 小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者で学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条第1号に該当する者に対して、市町村がその疾病の治療のための医療に要する経費を援助する事業</p>	<p>医療費</p>	<p>別途通知する児童及び生徒1人1疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県教育委員会が学校保健安全法施行令第10条第3項の規定により各市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数を乗じて得た額の合計額の1/2の額を限度として医療費の1/2の額</p>	<p>2 医療費 小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者で学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条第1号に該当する者に対して、市町村がその疾病の治療のための医療に要する経費を援助する事業</p>	<p>医療費</p>	<p>別途通知する児童及び生徒1人1疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県教育委員会が学校保健安全法施行令第10条第3項の規定により各市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数を乗じて得た額の合計額の1/2の額を限度として医療費の1/2の額</p>
<p>3 学校給食費 小学校又は中学校を設置する市町村が、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者で学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する保護者（以下、「補助対象保護者」という。）に対して、同法 第11条第2項に定める学校給食費を補助する事業 (1) 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届出を完了している市町村で、現に学校給食を実施しているものであること。</p>	<p>学校給食費</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当りの補助標準額に市町村が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の学校給食の区分ごとの児童又は生徒の数を乗じて得た額</p>	<p>3 学校給食費 小学校又は中学校を設置する市町村が、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者で学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する保護者（以下、「補助対象保護者」という。）に対して、同法 第11条第2項に定める学校給食費を補助する事業 (1) 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届出を完了している市町村で、現に学校給食を実施しているものであること。</p>	<p>学校給食費</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当りの補助標準額に市町村が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の学校給食の区分ごとの児童又は生徒の数を乗じて得た額</p>

(2) 補助対象保護者に対して、学校給食費の1/2以上の補助を行う市町村であること。

の合計額の1/2の範囲内でその補助する額の1/2の額。ただし、予算の範囲内において、必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

(注) 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等で、特に困窮していると市町村が認めた者については、上記1、2及び3のそれぞれの事業の対象者と同様の取扱いとすること。

(2) 補助対象保護者に対して、学校給食費の1/2以上の補助を行う市町村であること。

の合計額の1/2の範囲内でその補助する額の1/2の額。ただし、予算の範囲内において、必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

(注) 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等で、特に困窮していると市町村が認めた者については、上記1、2及び3のそれぞれの事業の対象者と同様の取扱いとすること。

第7号様式 別紙1

平成 年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）に係る事業の状況報告書

○ 総括表	(印)の欄 (印) ² の欄 (印) ³ の欄 (印) ⁴ の欄	交付決定額 (a)	(印) ⁵ の欄	標準社会福祉額
		円	円	円

市町村名 _____

区分	学用品購入費等	支給額			(a)×1/2 (標準社会福祉額)	国庫補助基礎額			(B)又は(C)のうち いずれか少ない額	11月30日現在 認定(支給)済人員			11月30日現在 保護者に交付した額			(B)/(A)
		小	中	計(A)		小	中	計(C)		小	中	計(E)	小	中	計(D)	
学用品購入費																
通学用品費																
校外活動費(宿泊を伴わないもの)																
校外活動費(宿泊を伴うもの)																
体育用具費																
新入児童生徒学用品費等																
クラブ活動費																
生徒後援会費																
PTA会費																
通学旅行費																
その他																
計																

(注)

区分	体育実技用具費(小学校)		体育実技用具費(中学校)	
支給人員	支給額	(b)/(a)	支給人員	支給額
(a)	(b)	(a)	(b)	(a)
児童				
生徒				
教員				
その他				
計				

1. 「学用品購入費等」欄の支給人員及び11月30日現在認定(支給)済人員は、関係費目の実人員(≠延べ人員)を記入すること。
 2. ()内には、1人当たりの平均総金額(1未満の小数は切り上げる。)を記入すること。
 3. 《 》内には、1. の2分の1の額(1未満の小数は切り上げる。)を記入すること。
 4. 国庫補助基礎額は、支給人員に国庫補助限度率値を乗じて得た額とすること。

新

旧

第7号様式別紙1(用紙:日本工業規格B4用紙)

平成 年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）に係る事業の状況報告書

○ 総括表	(印) ¹ の欄 (印) ² の欄 (印) ³ の欄 (印) ⁴ の欄	交付決定額 (a)	(印) ⁵ の欄	標準社会福祉額
		円	円	円

市町村名 _____

区分	学用品費	給付人員			(A)×1/2 (国庫補助)	国庫補助基礎額			(B)又は(C)のうち いずれか少ない額	11月30日現在 認定済人員			11月30日現在 保護者に交付した額			(B)/(A)
		小	中	計(A)		小	中	計(C)		小	中	計(E)	小	中	計(D)	
学用品費																
体育実技用具費																
新入児童生徒学用品費等																
通学用品費																
通学旅行費																
校外活動費(宿泊を伴わないもの)																
校外活動費(宿泊を伴うもの)																
クラブ活動費																
生徒後援会費																
PTA会費																
通学旅行費																
その他																
計																

(注)

区分	体育実技用具費(小学校)		体育実技用具費(中学校)	
給付人員	給付額	(b)/(a)	給付人員	給付額
(a)	(b)	(a)	(b)	(a)
児童				
生徒				
教員				
その他				
計				

1. ()内には、1人当たりの平均総金額(1未満の小数は切り上げる。)を記入すること。
 2. 《 》内には、1. の2分の1の額(1未満の小数は切り上げる。)を記入すること。
 3. 国庫補助基礎額は、支給人員に国庫補助限度率値を乗じて得た額とすること。

第8号様式 別紙1

平成 年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）に係る実績報告書

市町村名

区分	学用品購入費等		支給人員		支給額		(A)×1/2 (端数切捨)		国庫補助基礎額		補助金対象額 (B)×2/3(のうち 1/3は交付金)	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
学用品購入費等												
学用品												
校外活動費（宿泊を伴わないもの）												
校外活動費（宿泊を伴うもの）												
体育実技用具費												
新入児童生徒学用品費等												
クラブ活動費												
生徒会費												
PTA会費												
通												
修学旅行費												
合計												

(内訳)

区分	体育実技用具費（小学校）		体育実技用具費（中学校）	
	支給人員 (a)	支給額 (b)	支給人員 (a)	支給額 (b)
柔道				
剣道				
スキー				
スケート				
計				

(注)

- 「学用品購入費等」欄の支給人員は、関係費目の実人員（≠延べ人員）を記入すること。
- 《 》内には、1人当たりの平均給付額（1未満の端数は切り上げる。）を記入すること。
- 《 》内には、1. の2分の1の額（1未満の端数は切り上げる。）を記入すること。
- 国庫補助基礎額は、支給人員に国庫補助限度率を乗じて得た額とすること。

新

旧

第8号様式 別紙1

平成 年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）に係る実績報告書

市町村名

区分	学用品費		給付人員		給付額		(A)×1/2 (端数切捨)		国庫補助基礎額		補助金対象額 (B)×2/3(のうち 1/3は交付金)	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
学用品費												
体育実技用具費												
新入児童生徒学用品費等												
通												
修学旅行費												
校外活動費（宿泊を伴わないもの）												
校外活動費（宿泊を伴うもの）												
クラブ活動費												
生徒会費												
PTA会費												
合計												

(内訳)

区分	体育実技用具費（小学校）		体育実技用具費（中学校）	
	給付人員 (a)	給付額 (b)	給付人員 (a)	給付額 (b)
柔道				
剣道				
スキー				
スケート				
計				

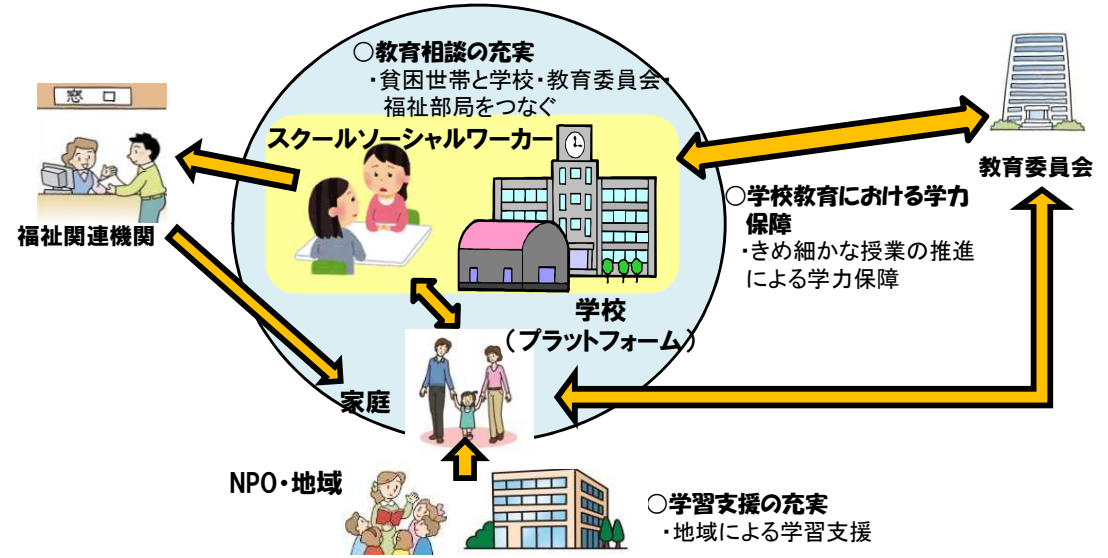
- (注)
- 《 》内には、1人当たりの平均給付額（1未満の端数は切り上げる。）を記入すること。
 - 《 》内には、1. の2分の1の額（1未満の端数は切り上げる。）を記入すること。
 - 国庫補助基礎額は、給付人員に国庫補助限度率を乗じて得た額とすること。

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(義務教育段階)

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



学校教育における学力保障

■ 貧困による教育格差の解消に向けた教員定数の措置 [H27]100人 → [H28] 150人(+50人)

教育相談の充実

■ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充【H28予算額(案) 55億円(+8億円)】[補助率1/3]

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日×3h)

[H27]2,247人 → [H28]3,047人(+800人、36%増)

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×3h)

[H27] 600人 → [H28]1,000人(+400人)

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

H28:3,000人

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)



②スクールカウンセラーの配置拡充

○全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(15,500校)への配置

○さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日×4h)

[H27] 300中学校区 → [H28] 2,500中学校区

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×4h)

[H27] 600校 → [H28] 1,000校(+400校)

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

H28:25,500校

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

	[H27]	[H28]
中学校	300校	2500校
小学校	600校	5000校
計	900校	7500校

学習支援の充実

■ 地域未来塾による学習支援の充実【H28予算額(案) 2.7億円(+0.6億円)】[補助率1/3]

[H27] 2,000か所 → [H28] 約3,100か所(+1,100か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)



(注)地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援